

令和8年3月

入札参加者各位

太子町

契約保証金の取扱いについて

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務等にかかる契約保証金の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

1 契約保証金について

「確実な契約履行」の担保として契約締結日までに契約の相手方に納めていただく金銭保証です。契約保証金の額は契約金額の100分の10以上です。

なお、契約保証金の現金による納付に代わる措置として次に掲げる保証措置のいずれかの方法を落札者が選択することができます。

- ・銀行等が保証する小切手
- ・保証事業会社の保証
- ・履行保証保険契約の締結
- ・公共工事履行保証証券による保証

2 契約金額の増額変更時の取扱い

契約金額を当初契約金額から100分の20以上の増額変更を行う場合で、増額変更金額累計が200万円を超える場合は、契約保証金を変更後の契約金額の100分の10以上となるよう増額してください。

ただし、契約金額の増額変更が工期（履行期間）末に行われる等の場合で、発注者が契約保証金の増額変更を要しないと認めた場合は、この限りではありません。

3 工期（履行期間）の延長時の取扱い

工期（履行期間）の延長がある場合で、契約保証金が金融機関等の保証、保証事業会社の保証又は履行保証保険の保証で終期に関する特約条項が付帯されている場合は、保証期間の延長手続を行ってください。

ただし、西日本建設業保証株式会社による保証の場合又は履行保証保険の保証で終期に関する特約条項が付帯されていない場合においては、保証期間は工事（業務）が完成するまでとなっているため、変更手続を行う必要はありません。